

津市船舶建造検討委員会設置要綱

令和7年12月26日

(設置)

第1条 津なぎさまちと中部国際空港を結ぶ海上アクセス運航事業における次期船舶（以下「次期船舶」という。）の建造に係る仕様等に関し、広く意見を聴き、次期船舶の基本設計の作成等に資するため、津市船舶建造検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 次期船舶の建造に係る仕様等の検討に関する事。
- (2) その他次期船舶の建造等に関する事。

(構成)

第3条 委員会は、委員10人以内で構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 自治会連合会の代表者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(意見等)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者等を会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(オブザーバー)

第8条 委員会にオブザーバーを置くことができる。

2 オブザーバーは、第1条に規定する委員会の設置の目的を達成するための専門的な知識又は経験を有する者とする。

3 オブザーバーは、委員長の求めに応じて会議に出席し、専門的見地から第2条に規定する所掌事項に関する助言及び協力を行うものとする。

(秘密の保持)

第9条 会議に出席した委員は、当該会議において知り得た秘密を他に漏らしはならない。その職を退いた後も同様とする。

(部会)

第10条 第2条に規定する所掌事項のうち特定の事項について検討するため、委員会に部会を置くことができる。

2 部会は、委員長が指名する委員で構成する。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、都市計画部交通政策課において処理する。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

1 この要綱は、令和8年1月9日から施行する。

2 この要綱の施行後最初に開かれる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長がこれを招集する。